

○社会福祉法人滑川町社会福祉協議会の費用弁償 に関する規程

昭和62年10月14日
規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人滑川町社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第18条に規定する役員、定款第6条に規定する評議員、定款第7条に規定する評議員選任・解任委員及びその他の者（以下「役員等」という。）に支給する費用弁償及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給)

第2条 役員等が会議に出席したときは、費用弁償を支給し、公務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により、支給する費用弁償の額は、別表1のとおりとし、また、旅費の額は、別表2のとおりとする。

附 則

この規程は、昭和62年10月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年11月12日から施行し、平成11年10月13日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年5月22日から施行し、平成13年4月26日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 費用弁償

区 分	費用弁償の額	備 考
役員	2,200円	
評議員	2,200円	
評議員選任・解任委員	2,200円	
心配ごと相談所相談員	2,200円	
生活福祉資金貸付調査員	2,200円	
その他特に会長が認めた者	2,200円	

別表2 旅費

鉄道賃及び船賃	航空費	日当（1日につき）	宿泊料（一夜につき）
実費	実費	2,200円	13,000円